

内閣参質一六八第九一号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員藤末健三君提出国土交通省が公表した「不当な鑑定評価等に係る処分の考え方」に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出国土交通省が公表した「不当な鑑定評価等に係る処分の考え方」に関する
質問に対する答弁書

一について

国土交通省が平成十七年七月四日に公表した「不当な鑑定評価等に係る処分の考え方」（以下「処分の考え方」という。）においては、不動産鑑定業者の内部規律・内部管理体制が適切であったか否かについての判断は、御指摘の審査体制を含め、処分の考え方別表三に例示するような事項のうち、不動産鑑定業者の規模、組織形態等にかんがみ重要と考えられる措置を適切にとっているか否かを勘案しつつ行う旨定めているところである。この判断を行うに当たって、いずれの事項を勘案するかについては、個別具体の不動産鑑定業者ごとに、その規模、組織形態等を踏まえ決定されるべきものであると考えており、お尋ねのような基準は定めていない。

二について

平成十七年六月八日の土地鑑定委員会において処分の考え方案について審議された際には、同案の公表に賛同する意見のほか、不動産鑑定士に対する懲戒処分と当該処分に関連する民事訴訟の判決又は社団

法人日本不動産鑑定協会による処分との関係等についての意見が出された。